



女性の活躍推進に向けて

平成27年8月に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）をご存知ですか？

女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的としているもので、各事業主に対し、女性の活躍に関する状況の把握や課題の分析、行動計画の策定、情報公表の義務付け等を規定しています。

その女性活躍推進法について、一部改正案が平成31年3月8日に閣議決定され、今後、国会で審議されます。施行日は未定ですが、事業主は女性の活躍推進に向けてより一層の意識をもっていくことが必要となってきます。

女性活躍推進法等の主な見直し内容

1 一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大

～企業のPDCAの取組を拡大強化し、女性活躍の取組をさらに推進～

○対象を常用労働者301人以上→101人以上の事業主に拡大

2 女性の職業選択に資する情報公表の強化及びその履行確保

～女性活躍に関する企業の情報公表を促進～

○情報公表義務の対象を301人以上→101人以上の事業主に拡大

○情報公表項目の見直し

現在 省令で定める項目から1つ以上任意選択・公表

改正後 「①職業生活に関する機会の提供に関する実績」、「②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績」からそれぞれ1項目以上公表

※①女性労働者の採用割合、管理職比率など ②労働者の1月あたりの残業時間、有給休暇取得率など

3 えるぼし認定の見直し

～インセンティブ強化（裾野を広げ、より高水準の取組も促進）～

○女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設し、「プラチナえるぼし」取得企業は、行動計画策定義務を免除

「女性のチカラを活かす企業」 認証制度

少子高齢化の進展に伴い、今後ますますの
人材不足が懸念される中、女性も含め誰もが
働きやすい職場環境づくりが益々求められ
ています。

認証を取得して、御社の取組を内外にPR
してみませんか？

☆認証取得のメリット☆

- 企業のイメージアップにつながる
- 入札参加登録で加点される
- 宮城県中小企業融資制度で金利優遇が受けられる
- 知事表彰の対象になる

女性活躍推進事業者からの 優先調達制度

宮城県では、H31年4月から、働く女性
の能力発揮やワーク・ライフ・バランスを積
極的に進める事業者（女性活躍推進事業者）
を側面から応援するため、女性活躍推進事業
者からの優先調達制度をスタートしました。

一般競争入札の際に参加資格条件を得た
り、指名競争入札や随意契約で優先的に選定
を受けることができる内容となっています。

女性活躍推進事業者となるには、まず県が
実施する「女性のチカラを活かす企業」の認
証を取得することが必要です。

※詳しくは、県ホームページ「女性のチカラ」
「女性活躍推進事業者」で情報発信中！

女性のチカラを活かす 企業認証制度

県では、女性も男性も誰もが働きやすい
職場づくりやワーク・ライフ・バランス
に取り組む企業を応援しています。

- ◆◆◆現在の認証企業数◆◆◆
- 認証企業 300社
 - ゴールド認証企業 25社
(令和元年5月1日現在)

認証制度に関するお問い合わせ
宮城県共同参画社会推進課
Tel 022-211-2568

みやぎ男女共同参画相談室の御案内

一般相談 Tel 022-211-2570

受付 月曜日から金曜日まで（祝日・休日・LGBT 相談時間除く）
午前8時30分から午後4時45分まで

男性相談 Tel 022-211-2557 ※男性相談員対応

受付 毎週水曜日（祝日・休日除く）正午から午後5時まで

法律相談 Tel 022-211-2570 ※事前予約制
※女性弁護士が面接にて相談対応します

受付 毎月第4木曜日（祝日・休日の場合は翌週）
午後1時から午後4時30分まで

LGBT(性的マイノリティ)相談 Tel 022-211-2570

受付 毎月第2・第4火曜日（祝日・休日除く）
正午から午後4時まで

男女共同参画サイト <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/daniyo.html>

働く暮らし、宮城で生きる、宮城の「今ここ」でしっかり生きることを応援

とらい・あぐる みやぎ



発行

宮城県 共同参画社会推進課
〒980-8570
仙台市青葉区本町三丁目8番1号
TEL 022-211-2568
FAX 022-211-2392
メール daniyo@pref.miyagi.lg.jp